

長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、
後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、
先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。



患者さんへ

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の
処方希望される場合は、特別の料金のお支払いをいただくこととなりました

特別の料金について


令和8年6月からは、先発医薬品と後発医薬品の価格差の

2分の1相当の料金

のことをいいます

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額の40円の
2分の1である20円を通常の1~3割の患者負担額とは別にお支払いをいただくこととなります

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただくこととなります
- ・端数処理の関係などで特別の料金が2分の1ちょうどにならない場合もあります
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します
- ・薬剤料以外の費用(診療費、調剤費)はこれまでと変わりません

※詳しくは、厚生労働省のホームページをご確認ください 

令和8年6月
扱い：医事課 医療係